



免責について

事故の内容や損害の部品によっては
損害額から免責額を差し引いて
お支払いします

重要

整備不良、操作不適切による事故

免責割合
10～50%

消耗部品に準じる部品

クローラ (アイドラー等含む走行部)	爪類、チェーン類、刈刃・受刃、 カッターの刃など
購入及び交換1年目10%。 以降、経過年数1年につき10%増し。 ただし、最高割合は80%。 ※被害発生時には交換時期がわかる 整備明細書等が必要になります。	免責割合 一律 40%

事故発生通知の遅延(1か月以上) 及び責任期間内に2回以上の事故の場合

免責割合
10～50%

稼働中の事故

免責割合
10～20%

※免責額=損害額×免責割合



お支払いできない事故があります

注意

1 故意もしくは重大な過失または法令違反

例) 飲酒運転により事故を起こしてしまった場合は法令違反にあたります。

2 農作業以外の使用目的による事故

例) 除雪作業のために、トラクターを運転しているときに事故にあった場合は農作業以外の事故になります。

3 故障、欠陥、摩滅、その他自然消耗

例) 長年使っていた農機具の部品が金属疲労により壊れてしまった場合は、自然消耗になります。

4 凍結により生じた損害

例) 冬の間にトラクターのラジエータの冷却水を抜き忘れていたため、凍結し破損していた場合があります。

5 事故及び損害の確認ができない場合

例) 定期点検で農機具に損害が見つかったが、その原因がわからない場合は、共済事故の確認ができません。

※「いつ・だれが・どこで・どのようにして」損害が発生したのか確認できない時、お支払いできない場合があります。

6 事故発生通知が1年以上遅れた場合

※事故が発生したら、すぐにNOSAIへご連絡ください。

7 オイル、グリス、バッテリー、バッテリー液、 フィルター、エレメント、ヒューズ、電球、 プラグ、チューブ、ベルト類、ピン類、ベアリング などの消耗部品のみに生じた損害

免責・お支払いできない事故の詳細については NOSAI へお問い合わせください。

ご契約の皆様へ

〈金融商品販売法等に基づく重要事項説明書〉

この説明書は、農機具共済へのご加入にあたりあらかじめご承知いただきたい重要事項を整理したものです。
よくご覧願いますとともに、この説明書でわかりにくい点、また、詳細については「共済約款」をご覧ください。か、
農業共済組合に問い合わせをお願いします。

1. 加入申込と契約の成立

農機具共済の契約は、ご加入される方が農機具共済加入申込書に必要事項をご記入・捺印して申込み、組合がその申込みを承諾したときに成立し、掛金を組合に納められた日の午後4時から責任を開始します。

加入申込書には事実をありのまま、正確にご記入されるようお願いします。記入内容が事実と異なるときは、契約の解除や共済金を支払えなくなる場合があります。また、提出後、記入内容の誤りにお気づきのときは速やかに組合に連絡願います。

2. 共済金の算定

損害を被った農機具を1年以内に復旧したとき、共済金は、損害の額(復旧しないときは時価損害額となります。)を基に農機具の評価額に対する共済金額の割合に比例して算定します。そのため、農機具の価額いっばいまでのご加入をお勧めします。なお、共済金額がその農機具の価額を超えているときは、超えた部分の共済金額は無効になります。

3. 共済金の分担

ご加入された農機具に補償内容を同じくする他の共済・保険契約があり、それぞれのご契約の支払額合計が「共済約款」に定める支払限度額を超えるときは、「共済約款」に定める方法により共済金を分担してお支払いします。

4. 損害防止及び事故発生の通知

ご加入された農機具には通常すべき操作と管理、損害防止を行うとともに、事故発生の際は損害の防止又は、軽減に努めてください。また、当該農機具に損害が発生したときは遅滞なく、事故発生の通知をお願いします。加入者がこれらの努めを怠られたときは損害額の一部若しくは全部を削減することがあります。

5. 共済金を支払えない場合

ご契約期間中に発生した事故であっても、次のような理由による損害には共済金をお支払いできない場合があります。
(1) 共済金を受け取るべき加入者並びに運転者の故意・重大な過失・法令違反
(2) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意
(3) 農機具が本来持っている欠陥、摩滅、腐食、さび、その他の自然消耗

- (4) 故障(偶然な外来の事故に直接起因しない)、凍結、消耗部品にのみ生じた損害
- (5) 加入者の損害発生通知の遅延及び故意・重大な過失による事実反する通知
- (6) 損害調査等に必要な書類の偽造・変造、調査の妨害
- (7) 災害共済金の支払額合計が共済金額に相当する額以上となり契約が消滅したときなど
- (8) 農作業以外の使用目的による事故

6. 告知義務

ご契約時にご契約者の方は、組合に重要な事項を申し出ていただく義務(告知義務)があります。農機具共済加入申込書の記載事項が事実と違っている場合には、契約が解除されるか、共済金をお支払いできない場合があります。

7. 契約期間中の異動通知

ご契約期間中に加入申込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかにご連絡願います。加入者がこの通知を怠られたときは、共済金を支払えなくなったり、契約を解除・失効しなければならない場合があります。

- (1) 他の保険(共済)等と契約した場合
- (2) 共済目的を譲渡する場合
- (3) 共済目的を解体又は廃棄する場合
- (4) 共済目的が共済金を支払う場合の共済事故以外の原因により破損した場合
- (5) 共済目的について用途を変更し、または著しく改造した場合
- (6) 格納場所又は設置場所を変更する場合
- (7) 共済目的について危険が著しく増加する場合

8. 個人情報保護法に基づく個人情報の取り扱いについて

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た個人情報については、組合が、引受の判断、共済金の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供、充実を行うために利用します。

また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済事業の案内等に必要な範囲で利用することがあります。

9. その他の重要事項

当組合は、共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

加入のお申込・お問い合わせは



安心のネットワーク
NOSAI とやま

富山県農業共済組合

富山市安養寺340-1 TEL.076(461)5333
FAX.076(461)5334
http://www.nosai-toyama.or.jp/

新川地域農業共済センター	入善町青木1385-1	TEL.0765(72)0377
新川農業共済事務所	上町湯上野72	TEL.076(472)0577
富山地域農業共済センター	富山市安養寺340-1	TEL.076(429)5006
高岡地域農業共済センター	高岡市北島325-2	TEL.0766(28)0200
砺波地域農業共済センター	砺波市豊町2-11-14	TEL.0763(32)2277



NOSAI
マスコットキャラクター

NOSAIの

農機具損害共済

のっきくん



農業経営をしっかりサポート!



安心のネットワーク
NOSAI とやま

お支払いの対象となる事故

ヒヤリ

とした経験ありませんか？



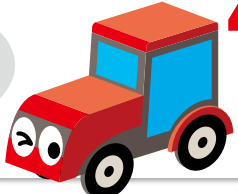
上記の事故により、損害が発生した場合は、すみやかにNOSAIへご連絡ください。
損害発生が通知が遅滞し、事故が確認できないときは、お支払いできないことがあります。

共済金のお支払い

- 損害額が新調達価額の5%に相当する額又は1万円のいずれか低い額を超えた場合、共済金をお支払いします。
- 1年以内に事故による損害を復旧することが条件となります。
※復旧しなかった場合は、時価損害額に加入割合を乗じて得られた額でのお支払いとなります。

$$\text{災害共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{加入共済金額}}{\text{新調達価額(新品価額)}}$$

加入の仕方でこんなに違う！ 新調達価額300万円のトラクターの場合

	Aさんの場合	Bさんの場合
加入共済金額	300万円(加入割合100%) (掛金14,400円)	120万円(加入割合40%) (掛金5,760円)
事故	衝突事故発生!! 損害額50万円!! (稼働中免責10%)	
共済金	50万円-5万円(10%免責) $\times \frac{300\text{万円}}{300\text{万円}} =$ 45万円 	50万円-5万円(10%免責) $\times \frac{120\text{万円}}{300\text{万円}} =$ 18万円 

加入できる農機具：整備管理が十分されている農機具

- 新品または中古で購入されたトラクター、田植機、コンバインの主穀作用農機具など
※トラクターの附属装置(ロータリー・ハロー等)は、本体とは別々の加入となります。

補償額は：1台 10万円~1,500万円まで

新品で購入された農機具

- 新調達価額まで加入できます。
※新調達価額とは当該農機具と同一または類似の性能の新品価格。

中古で購入された農機具

- 購入価額又は時価額のいずれか低い額まで加入できます。
※付保割合条件付実損てん補特約を付帯しての加入となります。

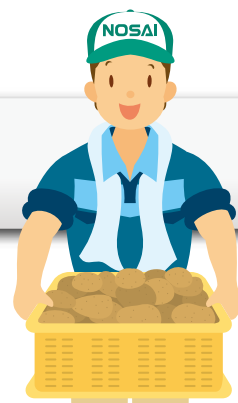


共済掛金：共済金額1万円当たり48円(年間掛金)

共済金額 (補償額)	100万円	300万円	500万円	800万円	1,000万円	1,500万円
共済掛金 (加入者負担額)	4,800円	14,400円	24,000円	38,400円	48,000円	72,000円

契約(補償)期間：1年間の補償

- 掛金をいただいた日の午後4時から1年間補償します。



特約 でさらにワイドな補償を！

付保割合条件付実損てん補特約

- 中古農機具はこの特約付きでのご加入になります。
- 部分損の補償を厚くすることができる特約です。

〈共済金計算例〉

$$\text{災害共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{加入共済金額}}{\text{新調達価額(新品価額)} \times \text{約定割合}} \quad (\text{購入価格又は時価額のいずれか低い額を限度とします})$$

中古農機具加入の場合：

トラクター(新調達価額500万円／購入額200万円(時価額250万円)／共済金額200万円／損害額50万円／免責0%)

約定割合:100%を選択	約定割合:40%を選択
50万円 $\times \frac{200\text{万円}}{500\text{万円} \times 100\%} =$ 20万円(共済金)	50万円 $\times \frac{200\text{万円}}{500\text{万円} \times 40\%} =$ 50万円(共済金)

約定割合	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
共済掛金 (共済金額1万円当たり)	99.74円	85.63円	75.22円	67.15円	60.77円	55.73円	51.70円	48.00円

〈共済掛金計算例〉加入金額200万円で約定割合40%に加入の場合
200万円 $\times$ 85.63円 = 17,126円

臨時費用担保特約 (基本契約に加算される額 共済金額1万円当たり6.42円)

災害共済金のほか損害に伴う臨時の費用として次の共済金をお支払いします。

臨時費用共済金

- 災害共済金に10%を加算してお支払いします。

傷害費用共済金(1回の事故につき1名ごと)

- 共済事故により200日以内に死亡、または後遺障害を被ったとき
共済金額 $\times$ 30%(50万円限度)
- 共済事故により30日以上入院加療(頸部症候群は除く)を要したとき
共済金額 $\times$ 5%(20万円限度)
※災害共済金が支払われる場合にお支払いします。

地震等担保特約 (基本契約に加算される額 共済金額1万円当たり10.71円)

地震等の事故により損害を受けた場合に、次式により地震等災害共済金をお支払いします。

$$\text{地震等災害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額} \times 0.5}{\text{新調達価額}}$$

※新調達価額の5%に満たない損害には支払えません。